

# 平成29年度 事業計画書

社会福祉法人 宍粟市社会福祉協議会

# 平成 29 年度事業計画

## 社会福祉を取り巻く情勢

近年、社会保障の分野では、社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す「社会保障と税の一体改革」が推進されています。そして、昨年 6 月に策定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、子ども・子育て支援や介護サービス等の充実と人材確保、地域共生社会の実現などに向けた施策が進められています。

そんな中、厚生労働省は、地域の住民が支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成して暮らしていける「地域共生社会」の実現を打ち出しました。介護や障がい、子育て、生活困窮といった分野の垣根を越えた総合的な支援を展開することを目指しています。昨年 7 月に設置された「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部では、これまでの縦割りの制度を『まるごと』に改めるとし、平成 29 年の介護保険法改正、30・33 年度の介護・障害福祉の報酬改訂、さらには 30 年度に予定されている生活困窮者自立支援制度の見直しに向けて、議論が開始されています。

介護保険制度では、平成 29 年 4 月から全ての市町村で新しい総合事業が実施されます。新しい総合事業では、地域にある資源を効果的に活用し、地域全体で生活支援を行うしくみづくりが求められています。また、生活困窮者自立支援制度は、施行 3 年目を迎え見直しが予定されており、地域の総合相談・生活支援体制の整備とともに、子どもの貧困問題も含めた社会的孤立の解消のための地域社会づくりに向けて、官民共同の関係機関とのネットワークの構築や連携強化、資源開発、人材の資質向上などに向けた取り組みが課題となっています。障がい者福祉の分野では、平成 28 年施行の障害者差別解消法により、障がいを理由とする差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が進められているほか、自立生活援助や就労定着支援の創設などを含めた障がい者総合支援法と児童福祉法の一部改正を平成 30 年 4 月に控え、地域での生活を継続するための仕組みづくりが進められています。

これらの福祉事業実施の中核となる社会福祉法人については、平成 29 年 4 月に本格施行される社会福祉法改正により、より一層の経営管理体制の強化、事業運営の透明性の向上とともに、地域における公益的な取り組みを実施する責務を負うこととなります。地域公益活動の推進のため、社会福祉法人連絡協議会の設置が求められている現状です。

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震をはじめ、全国で自然災害が続く中、南海トラフ地震などの大規模災害も想定した災害時の支援体制の強化は、急がれる重要な課題です。

宍粟市社協は、平成 28 年度に「経営検討委員会」を設置し、地域福祉財源や介護保険事業の現状、そして合併 10 年を経た各種事業のあり方を検討し、宍粟市社協の今後の方向性

を「経営改善計画」として示しました。これをもとに健全で安定した運営の実現を目指し社協事業の見直しを行わなければなりません。

このような情勢のもと、宍粟市社協は「だれもが安心して暮らせるふくしのまちづくり」をめざし、福祉に関わる地域住民の皆さんや関係者の力を一層結集させ、第3次地域福祉推進計画「支え合いふくしプラン」にもとづく事業の推進と宍粟市の第2期地域福祉計画の推進に向け、社協の役割を認識しながら、宍粟市全域で地域福祉が育つ地域づくりのため全力をあげます。

## 地域福祉目標

### だれもが安心して暮らせるふくしのまちづくり

#### ～“ほっとけない”をほっとかない宍粟に～

「宍粟市社協第3次地域福祉推進計画」では、社協の使命と地域福祉の情勢を踏まえ、上記のとおり、宍粟市社協が目指す地域福祉目標を定めました。

近年、地域住民の抱える生活福祉課題（困りごとや悩みごと）は複雑化しています。こういった課題に対応していくには、公的なサービスのみならず、住民相互の助け合い・支え合い活動が必要となってきます。誰もが安心して暮らせるふくしのまちづくりを進めるためには、地域住民一人ひとりの主体的な活動への参加が欠かせません。自治会福祉連絡会をはじめ、地域で活動するさまざまな団体や機関と連携・協働しながら、“ほっとけない”をほっとかない宍粟の実現に向けた取り組みを進めていきます。

## 推進目標

### 1. いざという時困らない地域をつくる

過疎化、人口減少が進み、従来からあった地域での営みが難しくなってきた今、いざという時困らないためには、平時からの取り組みが何より大切になってきます。各自治会で組織されている福祉連絡会を中心に、地域での見守り活動を展開し、住民一人ひとりがいつでもどこかで誰かとつながっているという安心感が持てるような地域づくりに努めます。また、子どもから高齢者まで、誰もが孤立せずに、元気と笑顔があふれる居場所や拠点づくりに努め、災害時などに支援が必要な人を見逃すことのないよう、平時から災害に備えた取り組みや機能強化を図ります。

## 2. みんなで支え合えるつながりをつくる

住民だれもが孤立することなく、住み慣れた地域で暮らしていくためには、住民同士によるつながりの再構築が重要です。地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、行政、関係団体等、幅広い地域関係者が協働し、支援を必要としている人を地域全体で支え合えるつながりづくりを進めます。そして、地域全体の問題や課題について、住民同士で話し合い、学習し、気づき、ともに考える場をつくり、そこで構築していく住民同士の関係づくりを支援します。みんなが支え合えるつながりをつくることで、社会的孤立を防ぐ、社会参加のできる地域づくりにつながります。

## 3. 自分らしく生活できる仕組みをつくる

地域で暮らすすべての人が、年齢や性別、障がいの有無等に関係なく、自分らしく生活できる地域づくりを具体的に進めるには、人やニーズを柔軟につなぐ仕組みが不可欠です。そのために、社協の職種間はもちろん、行政、地域包括支援センター等の関係者同士が、しっかりと情報共有を図り、住民のSOSを見逃さない総合相談支援体制を構築できるよう、連携・協働できる仕組みをつくることをめざします。また、様々な障がいや疾患により判断能力が不十分であったり、精神が不安定な方の権利を擁護し、その人の意思決定を適切に支援できるような権利擁護支援の仕組みづくりを検討します。

## 4. 社協を強くするための組織基盤をつくる

社協の基盤強化は、社協自身のためにあるのではなく、地域福祉の推進のためにあります。社協は、住民にとって最も身近な地域福祉を推進する中核団体として、福祉ニーズに対応したきめ細やかな活動を展開しています。今後、多様化・複雑化する生活福祉課題に、より柔軟に対応していくためには、財政基盤の強化や運営体制の整備が必要です。そして、宍粟市全域の地域福祉の推進と並行した、地域の特性に合わせた4つの支部拠点活動の充実を図りながら事業や活動を展開していきます。推進目標の1～3を実現するために、その活動推進母体としての社協組織を強化していきます。

# ○平成29年度個別活動事業計画表

## 1. 法人運営事業

「 」：新たに取り組む重点事業

「項目 」：第3次計画の個別活動項目との関連

### 1)法人運営事業

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	理事会の毎月開催	12-3	理事会を毎月開催し、社協の各事業が円滑に進むよう方針を協議する。	月1回
(2)	評議員会の開催		6月に定時評議員会を開催し、事業報告、決算の承認を行う。また3月には、事業計画と予算の承認を行う。	6・3月
(3)	監事監査の実施		監事監査で、財産や業務執行等の監査（半期、決算時）を行う	5月 11月
(4)	幹部職員会議の開催	8-1 12-5	支部・課ごとに取り組む事業について情報を共有するとともに、全体調整を行う	毎月1回
(5)	善意銀行の積極的な寄付の推進 (寄付文化の醸成)	11-2	地域福祉を推進するための財源となる「善意銀行へ預託する運動」を引き続き推進し、住民や事業所へ積極的に寄付の協力を呼びかける	通年
(6)	善意月間の推進		住民に「善意の日」の呼びかけを行うとともに、「善意の預託袋」を配布し協力を呼びかける	6月
(7)	社協一般会員の加入促進		自治会の協力により各戸に社協一般会員への加入を呼びかける	6月～7月
(8)	■ 新たな賛助会員の発掘		民生委員・児童委員、福祉委員など関係者へ協力を依頼するだけでなく、企業・事業所にも協力を依頼する	1月～ 3月
(9)	地域福祉活動と連動した新たな募金方法の開拓	11-3	「募金百貨店プロジェクト」に昨年度初めて取り組んだが、協力いただいた事業所に引き続きお願いするとともに、新たに協力いただける事業所を開拓する	通年
(10)	赤い羽根共同募金運動と歳末たすけあい運動への協力	11-3 1-5	穴粟市共同募金委員会の行う赤い羽根共同募金運動と歳末たすけあい運動期間中に市民に呼びかけ、募金ボランティア活動を行う	10～12月
(11)	新たな自主財源の確保	11-5	役職員業務研究会での研究成果などをもとに、HPや広報での広告収入等、自主財源の確保に取り組む	通年

(12)	社協会費のあり方の検討	11-4	社協の認知度や社協事業の理解度アップを図ることで会費納入への理解を高めるとともに、会費の納入方法の見直しを検討する	通年
(13)	市社協事業継続計画(BCP)の改訂	3-4	災害時対応訓練によりBCPの見直しを行うとともに、全職員にBCPの普及啓発を図り、災害発生時に社協の役割を果たせるよう備える	通年
(14)	社協広報紙の毎月発行	8-4 11-1 11-5	住民が主役の紙面づくりを目指し、社協の活動を積極的に紹介するとともに、善意銀行、共同募金等活動財源の確保にもつなげる	月1回
(15)	ホームページによる情報発信	8-4	社協活動やボランティア活動等様々な情報を発信するとともに、社協への意見や要望をホームページを通じ広く募集する	通年
(16)	役職員業務研究会の実施	12-3	3次計画の重点事業を推進するため、理事と職員が一緒になり調査・研究に取り組む	通年
(17)	役員研修の実施		兵庫県社会福祉夏季大学や兵庫県社会福祉大会等へ参加し、社協役員としての知識を高める	8月・10月
(18)	支部推進活動計画の策定	10-1 10-2	各支部で進める事業や取り組みについて、支部内の特徴や課題を整理し、支部の特徴を活かした計画づくりを行う	通年
(19)	支部地域福祉推進委員会の活性化	10-2 12-3	支部推進活動計画に基づき各支部の福祉活動や運営活性化をめざし、支部地域福祉推進委員と支部職員が協力しながら、地域住民のニーズの把握と共有化に取り組む	年3回
(20)	支部社協かわら版の発行	8-4 10-2	かわら版編集委員会で作成を進め、地域の特性に応じた福祉情報を発信する	年2回
(21)	職員育成を主眼にした人事考課の継続実施	12-2	部署目標や個人目標について中間の点検を行いながら、目標達成を目指すことで職員自身の成長や人材育成につなげる	通年
(22)	職員研修プログラムの立案	12-1	組織全体のスキルアップを図るため、職場研修体系に基づいたプログラムを立案し、職場内の教育・研修を進める	通年
(23)	職員内部研修の計画的な実施（OJTの推進）	12-1	社協全体や部門、部署ごとに立てた年度計画そって研修を行い、人材育成につなげる	通年
(24)	職員の外部研修への積極的参加	12-1	知識や技術の向上のため外部研修への参加を奨励し、人材育成につなげる	通年

(25)	社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等専門資格取得の奨励	12-1	社会福祉士や介護福祉士、介護支援専門員等業務に必要な資格の取得を奨励するとともに、資格取得に必要な研修に参加できるよう支援する	通年
(26)	職種間連携会議の開催	12-4	地域福祉担当者や介護職員、生活支援コーディネーター等職種間の定期的な話し合いの場を設け、職員間の連携を図る	通年
(27)	社協内部での情報の一元化	8-1	支部ごとに管理している要援護者台帳について定期的な更新を図るとともに、統一したルールにより整理を行う	通年
(28)	情報のシステム化（電子個人カルテ）	8-2	相談活動の中で把握したり地域から寄せられた情報を個人ごとに整理するため、総合相談受付システムと連動した「電子個人カルテ（仮）」の導入を進める	通年
(29)	行政との情報管理のルール化	8-3	災害時など緊急時に備え、行政と社協で情報が共有できるよう情報管理のルール化に向けて検討や協議を進める	通年
(30)	健康福祉部との連携会議の開催	6-1	行政と社協活動の情報交換の場として毎月開催し、連携の強化を図る	月1回
(31)	市内の社会福祉法人連絡会の組織化	6-2	社会福祉法人制度の改正により義務化される社会福祉法人の地域貢献活動について、市内の他の社会福祉法人の連携して取り組むため組織化を図る	通年
(32)	保健・医療・福祉・介護に関係する機関とのネットワークの強化	6-4	「地域ケア推進会議」や「医療と介護連携会議」など、市内の保健・医療・福祉・介護等分野を超えた連携をさらに深め、情報を共有する	通年
(33)	苦情解決体制の充実		寄せられた苦情は第三者委員会で報告するとともに、社協全体の課題として問題解決を目指す	通年
(34)	事業の改善提案制度の導入	12-6	役職員から事業や体制についての改善提案を受け付け、協議し、積極的に業務改善を進める	通年
(35)	第10回チャリティゴルフ大会の開催	11-5	善意銀行のPRと財源確保のため、市内ゴルフ場の協力によりチャリティゴルフ大会を開催する。老人クラブ連合会のシニアオープンゴルフ大会とタイアップすることも検討	7月

(36)	■	安全衛生委員会の開催	12-5	毎月安全衛生委員会を開催し、職員の健康管理や職場環境について協議し、安心して働ける職場づくりをめざす。コンプライアンスのために実施する	月1回
(37)		職員の健康管理と指導	12-5	職場内健診の結果により、産業医や衛生管理者による指導を行い職員の健康増進に努める	8月
(38)	■	職員のストレスチェックテストの実施	12-5	職員のストレス状況を把握するためストレスチェックテストを実施するほか、ストレス軽減のため研修会を実施する	8月 11月

## 2. 地域支援事業

### 1)地域コミュニティ事業

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	■	第3次地域福祉推進計画を進める会の開催	第3次地域福祉推進計画を着実に推進するための協議の場として「進める会」を設置し、取り組みの進捗について点検・評価を行う	4月 10月 3月
(2)		福祉委員の研修の場づくり	「小地域福祉活動のてびき」等を活用しながら、福祉委員の役割や活動内容について、支部・校区・自治会単位での研修や学習の場を設ける	7月
(3)		小地域福祉活動リーダーの養成	福祉連絡会代表者会議や代表福祉委員連絡会議等、福祉活動のリーダーが集まる場を研修として位置づけ、福祉活動リーダーとして養成する	通年
(4)	■	支え合いの地域づくり研修会の開催	保健福祉圏域（旧町域）や校区、自治会ごとのそれぞれの地域での特徴に見合った「支え合いの地域づくり」を進めていくための研修会を開催する	9月
(5)	■	福祉連絡会「地域見守り会議」の開催	福祉連絡会で見守りが必要な方の情報共有が図れる話し合いの場として「地域見守り会議」を第3層の協議体に位置づけ、コミュニティワーカーと生活支援コーディネーターが連携を図りながら進める	通年
(6)		ご近所ボランティア活動の推進	支援が必要な方の日常生活を近所同士で支え合う仕組みを提案し、新たな自治会（福祉連絡会）での実践に結びくようアプローチを行う	通年
(7)		防災・福祉マップづくりの推進	地域の気になる人・拠点・活動のつながり状況を「見える化」するために、福祉連絡会を中心にマップづくりを進め見守りを考える	通年



(8)		地域内での要援護者台帳整備の推進	3-1	自治会内の福祉関係者が要援護者台帳について共有が図れるよう支援する	通年
(9)		地域活動継続計画（DCP）の視点を入れた小地域福祉活動計画づくり	3-5 1-2	小地域福祉活動計画の中に、大規模災害が発生した際に助け合うための対応や方策をまとめたDCPの視点を入れた計画づくりを提案する	通年
(10)		集落福祉（集落再生と地域福祉の融合）の推進	4-5 4-4	穴粟市における集落福祉のあり方について集落再生のために必要な資源や仕組みを地域福祉の視点で考える。役職員業務研修会等であり方を検討する	通年
(11)	■	福祉学習プログラムの作成	5-2	学校・地域・企業等で取り組める福祉学習のプログラムを作成する。体験学習から地域の見守り、認知症、障がい、防災など、幅広い学習内容を盛り込む	5月
(12)		学校・地域・企業等での福祉学習の推進	5-1 5-2	福祉学習プログラムを活用し、当事者やボランティア、社協職員等が協力し、学校や地域、企業等での福祉学習に取り組む	通年
(13)		民生委員・児童委員との連携	1-5	日頃の民生委員活動と連携し見守りが必要な方の状況について社協へつないでもらえる関係を構築する。福祉連絡会の中での民生委員の位置づけを明確にする	通年
(14)		行政・民間事業者等が進める見守り活動との連携	1-6 6-4	「穴粟市高齢者地域支え合い活動事業」等行政が進める民間事業者等との見守り活動との情報共有を図る	通年
(15)		制度の狭間にある課題への対応	1-7 7-5	制度の狭間や複数の生活福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応が困難な事案の解決にむけて、関係機関と連携を図りながら対応する	通年
(16)		集いの場や居場所づくりの推進	2-2 5-5	ふれあい喫茶やサロン、いきいき百歳体操などの機会に、地域の誰もが何らかの役割をもって参加できる「集いの場」や「居場所づくり」を提案し活動を広げていく	通年
(17)		支部地域福祉推進委員会や福祉連絡会等との協働による集いの場づくり（こころあったかカフェの開催）	10-2 2-2	地域のつながりを深める集いの場を作るため、支部地域福祉推進委員会や福祉連絡会との協働で実施する。千種支部や波賀北部域などで準備を進める	年2回
(18)		ふれあい喫茶・サロンボランティアの研修の場づくり	2-2 5-2	ふれあい喫茶やサロン活動の必要性やボランティアの役割等を学ぶ機会をつくる	8月

(19)	空き家・空き校舎（園舎）の地域づくりへの利活用の提案	2-3 5-2	地域の自主性を尊重し、空き家や空き校舎等を地域を活性化するための拠点として利用できるよう住民とともに考える	通年
(20)	老人クラブ等高齢者の福祉活動への参加促進	5-5 2-2	老人クラブ等の元気高齢者が福祉活動に参加し協力できる機会をつくる	通年
(21)	男性介護者の会への支援	2-1	男性介護者の会が主体的に運営を進めていけるよう継続的に支援する	通年
(22)	福祉団体への活動支援	2-1	次の福祉団体の事務局を担いそれぞれの団体（市・支部）の活動支援を行う 老人クラブ連合会・身体障害者福祉協会・婦人共励会・遺族会	通年
(23)	在宅介護者のつどいの場づくり	2-1 2-2	在宅介護者の情報交換や介護の勉強会など場づくりの提供を行う	月1回
(24)	ひとり暮らし高齢者のつどいの場づくり	2-1 2-2	「ひとり暮らし高齢者のつどい」を開催し、協力団体等には活動助成を行う(歳末たすけあい募金配分金を活用)	通年
(25)	子育て中の親子のつどいの場づくり	2-1 2-2	行政の子育て支援センターと連携を図りながら、社協の立場で子育て支援を進める。その一つとして「子育てサロン」を定期開催する	月1回
(26)	ひきこもり者等が社会参加できる場づくり	2-4	行政が行う「ひきこもり相談支援連絡会」に市社協も参加し、ひきこもり支援について協働して取り組む	通年
(27)	第62回こどもホームステイ事業の実施	2-1	児童養護施設のこどもたちが家庭の雰囲気を経験するためホームステイとして受入れる	7月
(28)	声の広報（朗読テープ・CDの配布等）の実施	8-4	ボランティアの協力により、声の広報（朗読テープ・CDの配布等）を作成し、障がい者等に配慮した情報の発信を行う	月1回
(29)	ふれあい郵便“あいめ〜る”の実施	1-5 2-1	75歳以上のひとり暮らし高齢者にお便りボランティアと波賀民児協の協力により手紙を届ける	年9回
(30)	遊具・備品等の貸出	2-2 11-1	ふれあいサロンや地域のイベントなどで活用できる遊具等の貸出を行う	通年
(31)	福祉イベントの開催および地域で開催される行事への参加	6-1 6-4 10-3	行政等と協力し福祉まつり等イベントを実施するほか、地域で開催される行事へ参加し社協活動をPRする	通年

## 2)ボランティアセンター運営事業

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	ボランティア活動のコーディネート	5-4	ボランティア活動の調整や、地域の多様な相談について助言を行う	通年
(2)	ボランティア活動グループ助成事業の実施	5-4	ボランティア活動グループ等への助成を行う	通年
(3)	ひょうごボランタリー基金活動助成申請支援	5-4	ひょうごボランタリー基金活動助成の申請事務手続き等を支援する	7・8月
(4)	ボランティア災害共済加入手続き等支援	5-4	ボランティア災害共済への加入の手続き等を支援する	通年
(5)	夏休みボランティアスクールの開催	5-1	児童や生徒等を対象に夏休みを利用したボランティア教室を開催する。講師は地域住民にご協力いただき、会場（4支部）への移動は路線バスを利用する	7・8月
(6)	トライやるウィークの受け入れ	5-1	社協の活動について学ぶ機会を提供する（対象：中学2年生）。社協を知ってもらう貴重な機会となっており、地域福祉や介護部門が連携を図りながらプログラムをつくる	6月
(7)	生活支援グループとの連携・支援	5-4 2-1	傾聴ボランティアをはじめ、病院ボランティア、障がい者のお出かけ支援などの生活支援を目的としてグループとの連携や支援を行う	通年
(8)	■生活支援ボランティアの養成と研修の場づくり		ボランティアセンターと生活支援コーディネーターの連携により、生活支援の役割を担うボランティアを養成する	7月
(9)	退職世代のボランティア活動への参加促進	5-4	退職世代がボランティアに参加しやすい場をつくる（第6期セカンドライフ応援セミナーの開催）	11月
(10)	ボランティア連絡会への支援と連携（市・支部）	10-3	連絡会との協働により、ボランティア活動やイベント、行事等の充実を図る（ボランティアの日、震災の追悼等）	通年
(11)	宍粟市福祉支援ネットワーク連絡会の活動強化	6-3	障がい者作業所やNPO等の福祉支援ネットワークを事務局として支援する	通年
(12)	企業団体等の社会貢献活動の推進	5-4 6-4	市内企業等がさまざまな機会に社会貢献活動が出来るよう支援し活動を広める	通年

(13)	■	災害ボランティアのネットワーク化	3-3	災害ボランティア養成講座受講者等でネットワーク化（グループ化）を図り、災害救援活動について一緒に進める	通年
(14)		災害ボランティア養成講座の実施	3-3	災害ボランティアネットワークメンバーとの連携で災害救援活動に協力できる人材の確保に向けてボランティアを養成する	9月
(15)		災害ボランティアセンター設置訓練の実施	3-2 3-4	災害ボランティアネットワークメンバーとの連携で災害時対応訓練を企画し実施する	11月
(16)		災害救援ボランティア活動支援マニュアルの改訂	3-2	プロジェクトチームを結成し、マニュアルの点検や見直しを行い、職員間での共有を図る	11月
(17)		雪かきボランティアの募集・登録	2-1 4-4 5-4	豪雪時に備え、ひとり暮らし高齢者宅等の除雪作業を行う雪かきボランティアを募集する	11～3月
(18)		災害救援機材や備品の計画的な備蓄	3-2	災害ボランティアセンターで必要とする機材や備品等を計画的に備蓄する	通年
(19)		災害救援基金の計画的な積立	11-5	災害救援等に活用するため、計画的な積立を行う（目標額1000万円）	通年
(20)		阪神淡路大震災と東日本大震災を風化させない取り組み	10-3	阪神淡路大震災や東日本大震災の追悼の行事を市内で行う（竹筒やろうそく作り、1.17メモリアルウォークへの参加など）	1～3月

### 3)一般募金配分金事業

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	小地域福祉活動助成事業の実施	1-2	「自治会福祉連絡会」が進める見守り活動への助成を行う	7月
(2)	集いの場・居場所づくり応援助成事業の実施（公募配分）	2-2	住民による新しい地域づくりやつながりづくりの先駆的な活動を支援するため、公募により助成を行う	7月

### 4)歳末たすけあい配分金事業

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	歳末特別給食サービス	2-1 4-4	配食サービスの利用者を対象に12月最後の利用日に歳末特別給食を届ける	12月

(2)	あったか灯油配達サービス	2-1 1-5 4-4	75歳以上のひとり暮らし世帯の希望者へ灯油を配達する	12～1月
(3)	社協カレンダー配布サービスの実施	2-1 1-5	75歳以上のひとり暮らし世帯の希望者へ社協特製カレンダーを配布する	11月
(4)	サンタクロース派遣事業の実施	2-1 5-4	市内幼稚園・保育園等施設へサンタクロースを派遣する	12月
(5)	赤い羽根こども劇場の開催	2-1	こどもの健全な文化を育てる舞台芸術鑑賞の機会をつくる	12月
(6)	ひとり暮らし高齢者のつどいへの開催助成	2-1	ボランティア等が行う地域のひとり暮らし高齢者との交流事業に助成を行う	通年
(7)	作業所・保育所 地域協働交流事業助成の実施	2-2	作業所や保育所が地域と行う交流事業に助成を行う	8月
(8)	新入学児童ランドセル購入助成事業の実施	2-1 7-5	来春小学校へ入学する子どものいるひとり親家庭等に対し、ランドセル購入費用に応じて一部を助成する	11～2月

## 5)敬老会事業

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	山崎支部敬老会への助成	11-6	山崎支部各地区敬老会への助成を行う	9月
(2)	一宮支部敬老会の実施	11-6	一宮支部敬老会を実施する	9月
(3)	波賀支部敬老会の実施	11-6	波賀支部敬老会を実施する	9月
(4)	千種支部敬老会の実施	11-6	千種支部敬老会を実施する	9月

## 3. 生活支援事業

### 1)生活福祉資金貸付事業

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	生活福祉資金の貸付支援	7-5 1-7	生活福祉資金の貸付支援および償還の相談、指導を行う	通年
(2)	生活福祉資金貸付調査委員会の開催	7-5 1-7	生活福祉資金の貸付支援に関し、必要な場合は貸付調査委員会を開催する	通年

## 2)まごころ福祉資金貸付事業

個別活動項目			項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)		まごころ福祉資金の貸付	7-5 1-7	まごころ福祉資金貸付を行うとともに、未償還者への慎重な調査および適切な指導を行う	通年
(2)		債権管理（貸付金回収管理等）の強化	7-5 1-7	まごころ福祉資金の債権管理を強化するとともに、長期に亘って償還がない方への督促や償還を促す対応を進め、償還が見込めない債権については、慎重な調査等を行い対応策を協議する	通年

## 3)日常生活自立支援事業（旧福祉サービス利用援助事業）

個別活動項目			項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)		行政の関係部署との連携の強化	6-1	行政の関係部署が行う研修会や連絡会に積極的に関わりながら連携を図る	通年
(2)		西播磨成年後見支援センターとの連携	9-5	日常生活自立支援事業の利用者で成年後見制度が必要な状況になった時に円滑に利用につながられるよう西播磨成年後見支援センター（平成28年4月以降にたつの市社協に設置予定）との連携を図る	通年
(3)		日常生活自立支援事業の啓発と利用の推進	9-1	比較的軽度な認知症等により金銭管理等の支援が必要な高齢者が福祉サービスを利用できるよう制度の啓発と利用を進める	通年
(4)		生活支援員の登録の推進	9-1	日常生活自立支援事業の契約数増加への対応策も含め、生活支援員の登録を推進する	通年
(5)		法人後見が担える社協づくり	9-2	権利擁護事業、総合相談事業を踏まえた社協の法人後見について必要な体制づくりを検討する	通年
(6)		成年後見支援に関する職員のスキルアップ	9-2	市民後見人養成研修に担当職員が参加して権利擁護のスキルを身につけ市民に向けた制度の啓発に取り組む	通年
(7)		障がい者の権利擁護を進める取組みの強化	9-4	障害者差別解消法が施行されたことに伴い相談支援事業所等と連携しながら障がい者の権利擁護を進める	通年

## 4)福祉機器貸出介護用品あっせん事業

個別活動項目			項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)		介護用品の斡旋	2-1	介護負担軽減のため、紙オムツ等介護用品の購入を斡旋する（一宮、波賀、千種） また「介護用品支給事業」指定販売店として登録し、対象世帯の支援を行う	通年

(2)	福祉機材の貸出	2-1	介護負担軽減のため、ギャッジベッドや車いす等福祉機材の貸出しを行う	通年
-----	---------	-----	-----------------------------------	----

## 5) 宍粟市出会いサポートセンター事業

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	結婚相談員による結婚相談所の開設	7-6	宍粟防災センターに結婚相談所を開設し、結婚相談員が結婚に向けた相談支援を行う	月2回
(2)	各支部相談員会の開催	7-6	結婚相談員会を各支部定期的に開催し、支部間の情報交換を密にするために各支部合同の相談員会を開催する	通年
(3)	結婚相談員研修会の開催	7-6	結婚相談員の情報交換の場として研修会を開催する	年1回
(4)	宍粟市出会いサポートセンターの充実	7-6	団体会員・個人会員・協賛団体の加入を促進し、相談から成婚に至るまでの未婚者へのサポートを強化する	通年
(5)	センスアップセミナーの実施	7-6	個人会員を対象にしたセンスアップセミナーを実施する	年1回
(6)	出会いイベント交流会の開催	7-6	市内施設の活用や市外バスツアー等の出会いイベント交流会を開催する	年2回
(7)	結婚促進に向けた相談の展開	7-6	市内各種団体・グループ等が企画する交流会（婚活イベント等）への側面的な支援を行い、行政と情報共有しながら連携を図る	通年

## 6) 総合相談事業

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	総合相談受付システムの有効活用	7-2	各職員が受けたさまざまな相談をシステムに入力し、相談内容の共有を図る	通年
(2)	無料弁護士相談の実施	7-7	専門的な相談の受け皿として、市社協が契約している弁護士による無料相談を実施し、日常生活の中での困りごとや悩みの解決を図る	年6回
(3)	生活困窮者への相談支援の充実	7-5 6-1	生活困窮者自立支援法に基づく相談支援員や就労支援員等と協議の場をもち、市社協の役割を明確にしながら連携を進める	通年

(4)		暮らしの何でも相談所の開設	7-4 2-2 2-3	サロン等の公民館活動、NPO等が進める空き家や空き校舎等での拠点活動など様々な住民活動の場に相談窓口を設けニーズに対応する	通年
(5)		市社協が担う中間支援組織としての役割の充実	7-1	社会福祉施設、専門機関、NPO団体等からの相談に対応し、行政と地域の間になつて様々な活動をサポートできる市社協の役割を果たす	通年

## 7)ミニデイサービス事業

個別活動項目			項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	■	宍粟市地域支援事業「通所型サービスA2」(ミニデーサービス)の受託運営	11-6	高齢者の閉じこもり、認知症、うつなどを予防することを目的に、市の委託を受けて、通所型サービスA2(ミニデイサービス)に取り組む	通年

## 8)配食サービス事業

個別活動項目			項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)		配食サービス事業の実施	4-1 1-5 11-6	孤立になりがちな高齢者の定期的訪問や見守り活動と合わせ、介護予防の役割を持たせた事業を展開する	通年
			5-4 4-4	本部に栄養士を配置し、各支部の調理ボランティアへの助言や利用料の取りまとめ、利用申込みの調整等、コーディネート機能を果たす	通年
(2)	■	配食サービスの体制の改善	12-5 10-3	各支部の配食サービス事業の効率とサービスの向上を目指し体制を改善する。そして6月からは全支部で週2回サービスを実施する	通年
(3)	■	配食ボランティア活動マニュアルの作成	8-1 1-5	配食ボランティア活動時の緊急の場合に対応できるマニュアルをつくる	上半期
(4)	■	配食サービス運営委員会の開催	4-4	配食サービスの運営について必要に応じて委員会を開催する	通年
(5)		「食の生活支援パンフレット」の普及啓発	4-4 6-4	食生活支援パンフレットを活用し、食事サービスを必要とする高齢者等に対する支援を推進する	通年

## 9)生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター業務) ※市受託事業

個別活動項目			項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)		市社協としての新しい地域支援事業の取り組み強化	4-1	介護予防・日常生活支援総合事業と、生活支援体制整備事業を宍粟市が行うことから、市社協も宍粟市の動向をみながら事業展開を図る	通年



(2)	■	住民主体の協議体づくりへの支援	4-2 6-4 1-2	住民や企業、専門職等の福祉の枠を超えた情報共有や連携強化の場として、それぞれの特徴に見合った協議体づくりを進める。また、第3層は、福祉連絡会を協議体と位置づけ広げていく	通年
(3)		生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置	4-3 11-6	宍粟市からの委託を受け「生活支援コーディネーター」を第2層（保健福祉圏域）に配置し、地域のささえあい活動や協議体づくりを進める	通年
(4)		地域の社会資源の把握と資源開発	4-4 4-2 6-4	支え合い活動を進めるために、地域にある既存の社会資源（人・物・金・情報等）をしっかりと把握し、協議体等の協議を通じて、不足していることが明らかにされたサービスや住民主体の助け合い等について、サービス・資源の開発活動を行う	通年
(5)	■	生活支援サービスの開発	4-4 4-2 6-4	介護保険制度等の公的サービスだけでなく、個別ニーズに即した柔軟なサービスを、新しい総合事業の中で生活支援サービスとして生み出し（例：暮らしの助け合いサービス（仮称）など）、地域で要支援者を支援する新たな支え合いの仕組みとして充実を図る	通年
(6)		高齢者の生活支援にかかわる団体事業者等との連携、住民学習会の実施	6-4 5-2	生活支援体制の整備を図るため、団体事業者（NPO、社会福祉法人、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等）とのネットワークを構築する	通年
(7)	■	生活支援サービスの担い手育成や支援	4-4 5-4 5-5	サービス提供主体の活動が安定的に継続・発展できるように、生活支援サービスに係るボランティア等の担い手に対する養成研修やスキルアップの研修を計画し、活動が継続できる基盤整備を進める	通年
(8)		生活支援にかかるニーズとサービスのマッチング	4-3 4-4	地域の生活支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング（調整）を行い、生活支援体制の整備を図る	通年
(9)		地域包括支援センターとの連携（地域ケア個別会議への参加等）	4-3 6-1	地域包括支援センター主催の地域ケア個別会議に生活支援コーディネーターが参加し、個別ケースの検討を通じて地域課題の発見につなげる取り組みを進める	通年
(10)		生活支援コーディネーターのスキルアップを図るための外部研修への参加	4-3 12-1	生活支援コーディネーターの研修会等に積極的に参加し、専門職としてのスキルアップを図る	通年

#### 4. 介護保険事業

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	地域全体での地域福祉と介護サービスの連携	8-1 12-4	社協内での連携に加え、地域全体での地域福祉と介護サービスの連携をすすめる	通年
(2)	介護者を支える専門性の向上と体制づくり	12-1 6-4	在宅での生活を支えるため、介護の専門性を高め、関係機関のネットワークづくりを進める	通年
(3)	介護経営の強化とサービスの質の向上	12-5 12-6	毎月の経営に関する情報を的確に把握・分析し、経営体制を強化する	通年
		12-1	研修体制を充実させ、福祉人材育成支援の取り組みを進める	通年
(4)	介護福祉課リーダー会議の実施	8-1 12-6	各事業所（各部署）の状況を共有するとともに、サービスの質の向上や事業所経営の安定について協議する	月1回
(5)	保健・医療・福祉・介護に関係する機関とのネットワークの強化（法人運営再掲）	6-4	「地域ケア推進会議」や「医療と保健福祉連携会議」など、市内の保健・医療・福祉・介護等分野を超えた連携をさらに深め、情報を共有する	通年

#### 1)居宅介護支援事業やまさき・いちのみや・はが・ちくさ

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	居宅介護支援事業所の運営		地域全体の介護サービス提供体制を見据えながら、地域や関係機関と連携し、4つの事業所で居宅介護支援を行う	通年
(2)	事業所の健全運営		利用者が、自立した日常生活を営むことができるよう、自己決定を尊重した居宅介護支援計画を作成する	通年
(3)	多職種連携の強化	12-4	社協内での地域・生活支援担当者を含めた情報交換の場を定期的に持ち、連携に努める	通年
		6-4	保健・医療等の専門職およびサービス事業所や、新たな地域支援事業等各関係機関との連携を強める	通年
(4)	ケアマネジメントの充実	12-1	新規プラン作成時や認定更新時のケアプランを事業所内で共有し、アセスメント力の向上を図る	通年

(5)	専門職としての知識や技術の向上	12-1	ケアマネジャーごとに作成する研修計画に沿って外部研修等に参加する	通年
-----	-----------------	------	----------------------------------	----

## 2)訪問介護事業・ヘルパーステーションみなみ・きた

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	訪問介護事業所の運営		「宍粟市社協ヘルパーステーションみなみ・きた」を運営し、介護保険事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に取り組む	通年
(2)	事業所の健全運営		利用者が、自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護計画に基づく生活全般にわたる援助を行う	通年
			毎月の利用者数の増減を把握し、毎月の訪問回数は「みなみ」1200回、「きた」680回をめざす	通年
(3)	利用者負担軽減措置事業の実施		低所得者に対する利用者負担を軽減する	通年
(4)	介護福祉士・喀痰吸引・ストーマケア等の資格の取得奨励		介護職員の資格取得のため、研修等への参加支援を行う	通年
(5)	スーパーバイザーとしてのサービス提供責任者のスキルアップ	12-1	サービス提供責任者研修(人財育成、介護技術指導者等研修)へ参加する	通年
(6)	専門職としての知識や技術の向上	12-1	内部研修を計画的に実施し、外部研修は研修計画に沿って計画的に参加する	通年
(7)	若年者在宅ターミナルケア支援事業及び養育支援訪問事業の実施	11-6	市の委託による居宅介護等の事業を実施し、対象世帯への支援を行う	通年
(8)	チームワークを強め、働きやすい職場づくり		毎月、ヘルパー会議およびケース検討会議を開催し、相談し合う習慣をつけ、明るく話しやすい職場づくりに努める	通年

※若年者在宅ターミナルケア支援事業および養育支援訪問事業は介護保険事業ではないが、訪問介護員が対象家庭を訪問する事業であるので、あえて「訪問介護事業」の場所に記載している。

## 3)通所介護事業・やすらぎ介護センター

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	通所介護事業所「やすらぎ介護センター」の運営		通所介護計画に基づくサービス提供を行い、家族支援を含めた重度者ケア、認知症ケアの充実を図る	通年

(2)		地域や家庭に密着した通所介護の運営	12-4	社協の通所介護事業所として、地域の助け合いや社協地域福祉担当者と連携をとり、利用者を支え合う取り組みを進める	通年
(3)		やすらぎ介護センターだより『ひだまり』の毎月発行	8-4 2-1 6-4	やすらぎ介護センターだよりの『ひだまり』を毎月発行し、事業所と利用者、利用者家族、居宅介護支援事業所等への情報提供を行う	通年
(4)		職員の資質の向上	12-1	求められる職員像をめざし、職員研修計画を作成し、計画的な研修体制を確立する	通年
(5)		チームワークを強め、働きやすい職場づくり		毎月定例の会議と毎日のミーティングを充実させ、「報告・連絡・相談」を習慣づけ、明るく話しやすい職場づくりに努める	通年

#### 4)訪問入浴介護事業・しそつ訪問入浴

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期	
(1)		訪問入浴介護事業所の運営		しそつ入浴サービスの必要性を地域や事業所に呼びかけ、理解を深めることで利用者拡大につなげ、毎日4件以上を目指す	通年
(2)		介護福祉士資格の取得奨励		介護職員の介護福祉士資格取得奨励の支援を行う	通年
(3)		専門職としての知識や技術の向上	12-1	職員研修を計画的に実施し、職員の質の向上に努める。専門職としてのスキルアップに努める	通年
(4)		スタッフ会議の定例開催		毎月、入浴スタッフ会議およびケース検討会議を開催し、サービスの質の向上を目指す	毎月

### 5. 障害福祉事業

#### 1)居宅介護事業（重度訪問介護事業）・ヘルパーステーションみなみ・きた

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期	
(1)		居宅介護事業・重度訪問介護事業・同行援護事業の運営		居宅介護事業所「宍粟市社協ヘルパーステーションみなみ・きた」を運営する	通年
(2)		専門職としての知識や技術の向上	12-1	同行援護従業者養成研修を受講し、資格を取得する	通年

## 2)相談支援事業・相談支援センターゆめぷらん

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	相談支援事業所の運営		利用者が、自立した日常生活を営むことができるよう、自己決定を尊重した居宅介護支援計画を作成する	通年
(2)	事業所の安定経営		新規利用者を増やす取り組みに務め、毎月の相談支援給付数30件を目指す	通年
(3)	専門職としての知識や技術の向上	12-1	研修や連絡会に積極的に参加し、相談支援の知識や技術の向上につとめる	通年
(4)	他職種との連携強化	12-4 6-4	社協内外を問わず連携を確実なものにするため、相談支援専門員が関係機関へ積極的に働きかける	通年

## 6. 公益事業

### 1)葬祭用具貸出事業

個別活動項目		項目No.	目標および具体的活動	実施時期
(1)	葬祭用具貸出事業の実施	4-4 7-5	生活改善と近隣のたすけあい推進を目的にした葬祭用具の貸出しを行う。また、家族葬など小規模葬儀への貸し出しを行う	通年